

吉井源太と明治

《10》

生活縛られた御用紙漉

吉井源太は紙漉きの技術にすぐれていただけではなく、紙について熱心に研究した人であった。

中国の古い本の名前も少し日記に書かれている。その知識が「日本製紙論」の総論に生かされている。

総論の出だしでは、古代における紙類製造の始まりを述べている。今の紙と同じものを作り始めたのは中國だ。同書の執筆当時、一般では、後漢(西暦二五二二〇年)の時代、宮中の役人だった蔡倫という人が、同一〇五年に紙の製造法を発明したと説明されていた。

しかし源太は、中国の古い本などを読む中で、本当はどうだ。後漢の前の時代にすでに紙があったという説が正しく、蔡倫はむしろ製紙

改良の先達者であるとする

事が適切だ、と述べている。

源太の考えを裏付ける証拠が、現代において発掘さ

れている。蔡倫の発明とさ

れる一〇五年よりずっと前

にあたる、紀元前一七九一四一年の時代の紙とみら

れるものが一九八六年になつて発見されたのだ。

源太は、紙の起源につい

ても関心を持って勉強し、

鋭く考えていたことがわか

次に源太は、日本における紙の起源と発展の様子、そして土佐國の紙の歴史も振り返っている。これを読むと、土佐藩の御用紙漉がどのようなものであったかがよくわかる。

源太の家の歴史であり、正しく、蔡倫はむしろ製紙

用紙漉は、徳川氏への献納

と土佐藩内での使用のための紙を漉く役目を持つた瀧家二十四軒で、土佐郡成山、吾川郡伊野に定められ

ていた。

これらの家は、増減も変更も許されない、長い間変わらずに守り続けられてきた家々だった。

紙漉きをするための原料は、土佐國中より確保された。また、漉くときに混ぜられるノリ、原料を煮るための燃料や、煮る時に混ぜる木灰用の木なども特別に自由に採取して良いことになっていた。

紙漉き作業は保護されていないが、一方で生活は厳重な管理のものにおかれた。よそへ行く事は全く禁じられ、病気になった時に医師の証明をもって兵庫県有馬の温泉での湯治が許されるだけだった。

江戸時代には一般に入々の旅行や移動は厳しく制限され、自由に動けなかつた事は日本中に共通だった。され、御用紙漉の人たちにそれが、庶民の楽しみとして許された伊勢参りなども制限されるほどだったのかと思

われれる。紙漉き上げた紙も厳しい検査があった。徳川氏へ献上する紙の場合は特に厳重だった。藩の役人が立ち会つた上で、切ったり、枚数などを整えたりした、と書かれている。